

3 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からその有する特定外國子会社等の第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数（以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。）の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前十年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。

一 省略

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度（適格分割型分割の日前十年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分割型分割により当該内国法人が移転を受けた当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出资法人又は事後設立法人の分割等前十年内事業年度（適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割により当該内国法人が移転を受けた当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

3 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）からその有する特定外國子会社等の第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等（以下この項において「直接及び間接保有の株式等」という。）の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前十年内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。

一 同上

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度（適格分割型分割の日前十年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分割型分割により当該内国法人が移転を受けた当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出资法人又は事後設立法人の分割等前十年内事業年度（適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

5 4 同上

第一項の規定は、課税済留保金額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書又は各連結事業年度の同条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該課税済留保金額又は個別課税済留保金額その他財務省令で定める事項に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年

第一項の規定は、課税済留保金額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書又は各連結事業年度の同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に当該課税済留保金額又は個別課税済留保金額その他財務省令で定める事項に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事

度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

6・7 省略

第二款 削除

第六十六条の九の二から第六十六条の九の五まで 削除

(内国法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入)

第六十六条の九の二 次に掲げる内国法人に係る外国関係信託のうち、その信託された國又は地域におけるその所得に対し課される税の負担が本邦における法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下この条において「特定信託」という。）の各計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいい、次項第二号において「内国計算期間」という。）の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの（以下この款において「特定外国信託」という。）が、平成十七年四月一日以後に開始する各計算期間（外国関係信託について同法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその内国法人の有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である内国法人

二 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グル

6・7 同上

第二款 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例

業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

一に属する内国法人（前号に掲げる内国法人を除く。）

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託のうち特定信託に類するものとして政令で定めるもの（以下この項において「外国信託」という。）で、その受益権の総口数のうちに居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号及び第四号において同じ。）及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の受益権の合計数の占める割合が百分の五十を超えるものをいう。

二 未処分所得の金額 特定外国信託の各計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各内国計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各計算期間開始の日前七年以内に開始した各計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の受益権 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国信託の受益権の口数（当該外国信託が収益の分配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利（以下この号において「分配請求権」という。）が異なる受益権又は実質的に分配請求権が異なると認められる受益権のある信託である場合には、受益権の口数及びその分配請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した数。以下この号において同じ。）及び他の外国信託又は外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国信託の受益権の口数の合計数をいう。

四 同族受益者グループ 外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有する者のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有するものに限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 第一項各号に掲げる内国法人は、当該内国法人に係る特定外国信託の各計算期間の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各計算期間

終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

第六十六条の九の三

前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国信託の所得に対応して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国信託の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外國法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外國法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第六十九条第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十八項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（内国法人における特定外国信託の課税対象留保金額に係る外國税額の控除）に規定する特定外國信託の所得に対して課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十八条の九十三の三第一項（連結法人における特定外國信託の個別課税対象留保金額に係る外國税額の控除）に規定する特定外國信託の所得に対して課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十一条の十五第一項から第三項まで」とする。

2 内国法人が各連結事業年度において当該内国法人に係る第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外國信託の同項に規定する個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該特定外國信託の所得に対して外國法人税が課されるときは、当該特定外國信託の当該個別課税対象留保金額は前項に規定する特定外國信託の課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外國信託の所得に対して課される当該外國法人税の額は前項に規定する特定外國信託の所得に対して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同

項の規定を適用する。

3 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用に係る特定外国信託の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の九の四 第六十六条の九の二第一項の規定の適用を受けた内国法人に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のこれらの事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前十年以内の各事業年度」という。）において当該特定外国信託の課税対象留保金額で第六十六条の九の二第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外国関係信託又は当該外国関係会社につき生じた事が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
二 当該内国法人に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
三 当該内国法人に対する法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この号において「剰余金の配当等」という。）の支払又は同法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭

2| その他の資産の交付、その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少
することとなる利益積立金額に相当する金額

第六十六条の八第二項から第六項までの規定は、前項の規定を適用する場合に

第六十六条の八第二項から第六項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項各号	第六十六条の九の四第一	項目	第六十八条の九十二第一	前項の	第六十六条の九の四第一	第六十八条の九十三の四	第六十八条の九十二第一	第六十六条の八第三	項各号
前項各号	第六十六条の九の四第一	項目	第六十八条の九十二第一	前項の	第六十六条の九の四第一	第六十八条の九十三の四	第六十八条の九十二第一	第六十六条の八第三	項各号

第六十六条の八第三項	第六十六条の八第四項	第六十六条の九の四第一項	第六十六条の九の四第二項	第六十六条の九の四第三項	第六十六条の九の四第四項	第六十六条の九の四第五項	第六十六条の九の四第六項	第六十六条の九の四第七項	第六十六条の九の四第八項
特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等に對応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して	前項又は第六十八条の九十二第三項	特定外國信託の直接及び間接保有の受益権に対応する部分の金額として	第六十六条の九十三の四第二項において準用する第六十六条の九十三の四第三項又は第六十八条の九十二第三項	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第二項において準用する第六十六条の九の四第三項	第六十六条の九の四第四項の	第六十六条の九の四第五項の	第六十六条の九の四第六項の	第六十六条の九の四第七項の
同条第一項	前項の 第一項の 項の	同条第三項	同条第二項において準用する第六十六条の八第三項の	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第二項において準用する第六十六条の九の四第三項の	第六十六条の九の四第四項の	第六十六条の九の四第五項の	第六十六条の九の四第六項の	第六十六条の九の四第七項の
第六十八条の九十三の四第一項	第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項	第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項	第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項	第六十八条の九の四第一項の	第六十八条の九の四第二項において準用する第六十八条の九の四第三項の	第六十八条の九の四第四項の	第六十八条の九の四第五項の	第六十八条の九の四第六項の	第六十八条の九の四第七項の

第六十六条の八第五項	第一項	第六十六条の九の四第一項
前項	同条第二項において準用する第六十六条の八第五項	第六十六条の九の四第一項

3 第六十六条の八第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた内国法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十六条の九の五 内国法人が第六十六条の九の二第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十六条の九の三第一項の規定により内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るもの処理その他前三条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例

(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入)

第六十六条の九の六 特殊関係株主等(特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。)と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項及び次項において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。)を間接に保有する関係として政令で定める関係(次項において「特定関係」という。)がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人(以下この款において「外国関係法人」という。)のうち、本店又は主たる事務所の所在す

る国又は地域におけるその所得に對して課される税の負担が本邦における法人の所得に對して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国關係法人に該当するもの（以下この款において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配（以下この項において「剩余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有するときは、その適用対象留保金額のうち当該特殊關係株主等である内国法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（剩余金の配当等、財産の分配その他の經濟的な利益の給付を請求する権利をいう。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、当該特殊關係株主等である内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株主等 特定關係が生ずることとなる直前に特定内国法人（当該直前に株主等（法人税法第二条第十四条に規定する株主等をいう。）の五人以下並びにこれらと政令で定める特殊の關係のある個人及び法人によつて発行済株式等の百分の八十以上の数又は金額の株式等を保有される内国法人をいう。次号において同じ。）の株式等を有する個人及び法人をいう。

二 特殊關係内国法人 特定内国法人又は特定内国法人からその資産及び負債の大部部分の移転を受けたものとして政令で定める内国法人をいう。

三 未処分所得の金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

四 直接及び間接保有の株式等の数 第二条第一項第一号の二に規定する居住者又は内国法人が直接に有する外國法人の株式の数又は出資の金額及び他の外國法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外國法人の株式の数又

は出資の金額の合計数又は合計額をいう。

3| 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）を含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているもの（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4| 第一項及び前項の規定は、特殊関係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一| 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業、その事業を主として当該特定外国法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合として政令で定める場合

二| 前号に掲げる事業以外の事業、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つている場合として政令で定める場合

5| 特殊関係株主等である内国法人は、当該内国法人に係る特定外国法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。

6| 第三項又は第四項の規定は、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載

した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限り、適用する。

7 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人が第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社に該当し、かつ、当該特殊関係株主等である内国法

人が同条第一項各号に掲げる内国法人に該当する場合には、第一項の規定は、適用しない。

8 特殊関係株主等である内国法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項、第四項及び第六項を除く。）から第六十六条の九の九までの規定を適用する。

9 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十六条の九の七 特殊関係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第六十九条第一項から第十七項まで、第十項及び第十五項から第十八項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは、「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十六条の九の七第一項（特定外国法人の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定によ

り当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは、「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十八条の九十三の七第一項（特定外國法人の個別課税対象留保金額に係る外國税額の控除）に規定する特定外國法人の所得に対して課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは、「第八十一条の十五第一項から第三項まで」とする。

2 特殊関係株主等である内国法人が各連結事業年度において当該内国法人に係る第六十八条の九十三の六第一項に規定する特定外國法人の同項に規定する個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該特定外國法人の所得に対して外國法人税が課されるときは、当該特定外國法人の当該個別課税対象留保金額は前項に規定する特定外國法人の課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外國法人の所得に対して課される当該外國法人税の額は前項に規定する特定外國法人の所得に対して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用に係る特定外國法人の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の九の八 第六十六条の九の六第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である内国法人に係る特定外國法人につき第一号若しくは第二号に掲げる事が生じた場合又は当該内国法人に係る外國関係法人（当該特定外國法人から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外國関係法人のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のこれらの事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この条において「前十年以内の各事業年度」という。）において当該特定外國法人の課税対象留保金額で第六十六条の九の六第

一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この条及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国法人又は当該外国関係法人につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額
 - 二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額
 - 三 当該内国法人に対する剰余金の配当等の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額
- 2 特殊関係株主等である内国法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度における、当該連結事業年度に係る個別課税済留保金額（第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別課税済留保金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前十年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。
- 3 第六十六条の八第三項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の八 内国法人が適格合併
第三項

第六十六条の九の六第二項
第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「

第四項	第六十六条の八 第三項第二号及 び第三号	第六十六条の八 第三項第一号	第六十六条の八 第三項第一号	個別課税済留保金額	課税済留保金額とみなす	特定外國子会社等の第六十 六条の六第二項第三号	により被合併法人
二第三項	前項又は第六十八条の九十 第六十六条の八 第三項	第六十六条の六第一項	特定外國子会社等	個別課税済留保金額	課税済留保金額（同項に規定する課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）とみなす	第一項の 第六十六条の九の八第一項 の	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等で ある被合併法人
		第六十六条の九の六第一項	特定外國法人	個別課税済留保金額（第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）	第六十六条の九の八第一項 の	同条第一項に規定する特定外國法人（以下の項において「特定外國法人」という。）の同条第二項第四号	特殊関係株主等」という。「である内国法人が適格合併」

第六十六条の九の九	特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に第六十六条の九の六第一項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項、第六十六条の九の七第一項の規定により特殊関係株主等である内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものとの処理その他前三	
	4 第六十六条の八第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である内国法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。	

第六十六条の八 第五項	第六十六条の八 第六項	第六十六条の八 第一項	同条第一項	第六十八条の九十三の八第三項において準用する第六十八条の九十二第三項	第六十六条の九の八第一項の規定による前項の
前項	第六十六条の九の八第一項	第六十六条の九の八第一項	第六十六条の九の八第一項	第六十八条の九十三の八第一項	第六十八条の九十三の八第一項

条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例)

第六十六条の十 青色申告書を提出する法人（清算中のものを除く。）で次の各号に掲げるものが、平成二十一年三月三十一日（第二号に掲げる法人については、平成二十年六月三十日）までに当該各号に定める資産で政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える金額）を控除した場合には、その超えてある金額を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省 略

二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第四条第一項に規定する法人 同法第六条第一項の認定に係る同項に規定する試験研究計画において定められている同法第四条第一項に規定する高度化基準の作成のために必要な試験研究の用に直接供する固定資産

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3・4 省 略

(特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例)

第六十六条の十二 法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに特定地域雇用会社（地域再生法第十四条第一項に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する当該特定地域雇用会社の行う同法第五条第三項第二号に規定する事業に充てられることが確実である寄附金として政令で定める寄附金（同法第十四条第三項に規定する指定の有効期間内に支出された金額に限る。）の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「」の額があるときは、「当該寄附金」とあるのは、「」及び特定地域雇用会社（租税特別措置

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例)

第六十六条の十 青色申告書を提出する法人（清算中のものを除く。）で次の各号に掲げるものが、平成十九年三月三十一日までに当該各号に定める資産で政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超えてある金額を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 同 上

二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第四条第一項に規定する法人 同法第六条第一項の認定に係る同項に規定する試験研究計画において定められている同法第四条第一項に規定する高度化基準の作成のために必要な試験研究の用に直接供する固定資産

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

3・4 同 上

法第六十六条の十二第一項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する同条第一項に規定する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。

2 地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものと有する法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに、同法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人（当該認定地域再生計画に記載されている同法第五条第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九条第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限る。）に対する当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に関連する寄附金（同法第十九条第二項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。）の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「」の額があるときは、当該寄附金「とあるのは、（）及び特定地域雇用等促進法人（租税特別措置法第六十六条の十二第二項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同条第二項に規定する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

3 前二項に規定する場合において、法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに前条第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対する同条第二項の寄附金の額があるときは、法人税法第三十七条の規定の適用については、同項及び前二項の規定にかかわらず、同条第四項中「」の額があるときは、当該寄附金「とあるのは、（）並びに認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義））に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十六条の十二第一項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用等促進法人（同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同条第二項に規定する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

4 地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二条第六号に

規定する公益法人等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行うものである場合における同法第三十七条第四項に規定する寄附金の取扱いその他前三項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項（同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の平成四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に終了する各事業年度（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度を除く。）において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十条第四項（同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十二 法人税法第八十条第一項（同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の平成四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に終了する各事業年度（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度を除く。）において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十条第四項（同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額及び設備廃棄等欠損金額については、この限りでない。

2 前項に規定する設備廃棄等欠損金額とは、産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。）、同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）又は同法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に係る同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）を受け、かつ、同法第十七条第一項又は第二項の確認（産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。）第十七条第五項の確認（以下この項において「旧確認」という。）を含む。）を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画に基づく設備の廃棄等（同法第七条第一項に規定する特定施設撤去等（旧確認を受けた法人にあつては、旧産業活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃

(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)

- 第六十七条の四 省略
- 2 廃止業者等である法人が転廃業助成金等の交付を受けた場合において、当該転廃業助成金等の金額のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として政令で定めるものに対応する部分（以下この条において「転廃業助成金」という。）の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該交付を受けた日を含む事業年度において固定資産の取得（所有権移転外リース取引による取得を除き建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）又は改良をし、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金の金額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分を含む。）により経理したときは、その減額は、当該事業年度の所得の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 19 同 上

(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)

- 2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条の規定の適用については、同条第一項中「欠損金額が」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に規定する設備廃棄等欠損金額（以下この条において「設備廃棄等欠損金額」という。）」が、「当該欠損金額」とあるのは「当該設備廃棄等欠損金額」と、「の欠損金額」とあるのは「設備廃棄等欠損金額」と、同条第二項中「欠損金額」とあるのは「設備廃棄等欠損金額」と読み替えるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十七条の四 省略

- 2 廃止業者等である法人が転廃業助成金等の交付を受けた場合において、当該転廃業助成金等の金額のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として政令で定めるものに対応する部分（以下この条において「転廃業助成金」という。）の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該交付を受けた日を含む事業年度において固定資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）又は改良をし、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金の金額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分を含む。）により経理したときは、その減額は、当該事業年度の所得の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十七条の六 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託（次項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る法人税法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項第一号中「又は剩余金の分配」とあるのは、「剩余金の分配」と、「」の額」とあるのは「」又は租税特別措置法第三条の二（内国法人等に對して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（同法第九条第一項第三号（配当控除の特例）に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額」と、同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）」と、同法第九十三条第二項第二号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入」（租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同条第三項」とあるのは「第二十三条第三項」とする。

2 省 略

（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）

第六十七条の十二 法人が特定組合員（組合契約に係る組合員（これに類する者で政令で定めるものを含むものとし、匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者とする。以下この項及び第四項において同じ。）のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員その他の政令で定める組合員以外のものをいう。第四項において同じ。）又は特定受益者（信託（法人税法第二条第二十九号に規定する團投資信託及び法人課税信託を除く。以下この条において同じ。）の同法第十二条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）をいう。第四項において同じ。）に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業又は当該信託につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産（匿名組合契約等にあつては、組合事業に係る財産）又は信託財産の価額とされている場合その他政令で定める場合には、当該法人の当該事業年度の組合損失額（当該法人の当該組合事業による損失の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額（当該組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該組合損失額）に相当する金額（第三項第四号において「組合損失超過額」という。）は、当該事

第六十七条の六 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託（次項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る法人税法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項第一号中「又は剩余金の分配」とあるのは、「剩余金の分配」と、「」の額」とあるのは「」又は租税特別措置法第三条の二（内国法人等に對して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（同法第九条第一項第三号（配当控除の特例）に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額」と、同項第四号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）」と、同法第九十三条第二項第二号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入」（租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同条第三項」とあるのは「第二十三条第三項」とする。

2 同 上

（組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）

第六十七条の十二 法人が特定組合員（組合契約に係る組合員（これに類する者で政令で定めるものを含むものとし、匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者とする。以下この項及び第四項において同じ。）のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員その他の政令で定める組合員以外のものをいう。第四項において同じ。）又は特定受益者（信託（法人税法第二条第二十九号に規定する團投資信託及び法人課税信託を除く。以下この条において同じ。）の同法第十二条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）をいう。第四項において同じ。）に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業又は当該信託につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産（匿名組合契約等にあつては、組合事業に係る財産）又は信託財産の価額とされている場合その他政令で定める場合には、当該法人の当該事業年度の組合損失額（当該法人の当該組合事業による損失の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額（当該組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該組合損失額）に相当する金額（第三項第四号において「組合損失超過額」という。）は、当該事